

決議案第 3 号

佐竹百里議員に対し謝罪と譴責を求める決議

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 2 1 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	齊	藤	慶	吾
賛成者	同	金	江	大	志
同	同	武	藤	俊	宏
同	同	石	井	麻	理
同	同	笠	間	功	治
同	同	古	郡	敏	正
同	同	内	山	恵	子
同	同	三	谷	小	鶴
同	同	野	田	広	吉
同	同	天	笠	哲	史
同	同	橘	川	佳	彦

佐竹百里議員に対し謝罪と譴責を求める決議

佐竹百里議員は令和6年6月12日に開催された基地政策特別委員会において、国に対し重要な要望書案を審議中、体調不良を理由に早退をされた。

その後、事前予約を入れていた経済団体の役員に挨拶に訪れ、午後の委員会再開時間後まで面会をされていました。体調不良による早退は、自宅等で静養又は医療機関に受診をして体を整えるためのものである。

委員会開会時間中に、体調不良により早退したにも関わらず、経済団体の役員に面会しており、委員会を離脱したことは、市民の代弁者である議員として、責務を果たしているとは言えない。

よって、佐竹百里議員に対し、謝罪と譴責を求め、議員としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和6年6月21日

綾 瀬 市 議 会

(提案理由)

佐竹百里議員に対し、謝罪と譴責を求め、議員としての責任を強く問うため提案する。